

記入例

市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書

普通徴収2期分以降を9月分から納める場合

令和5年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替依頼書 個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和5年7月15日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名称 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	
給与 所得者	フリガナ	ヨシダイチロウ		1月1日現在の 住所	豊橋市松葉町三丁目1	
	氏名	吉田 一郎		現住所	同上	
	生年月日	昭・平 2 年 1 月 1 日		普通徴収通知書番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9	
	年税額(ア)	普通徴収納付済額(イ)	差引未納付額(ア)-(イ)	特別徴収開始月	受給者番号 ※記入は 任意	
	84,500 円	21,500 円 (第1期まで納付済)	63,000 円	(5)年10月10日納入分 ※必ず開始月をご記入ください。	1212 3434	
特別徴収税額の 事前連絡について	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡を希望します(8月10日までに) <input type="checkbox"/> 確認済です(月分 円、翌月以降 円) <input type="checkbox"/> 税額通知書発送時(この切替依頼書を提出した月の翌月中旬)で間に合います					

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

正社員5人、繁忙期のみ臨時雇用者10人の会社が令和6年度当初からの適用を申請する場合

- 新年度当初からの適用を希望する場合、2月～3月頃に申請をしてください。
- 一度申請すれば翌年度以降も納期特例が適用されます。

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

個人事業主の方は法人番号欄の記載は必要ありません。

豊橋市長 令和6年2月15日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名称 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	
地方税法第321条の5の2並びに、豊橋市市税条例第30条の2の2及び同条2の3の規定により特別徴収税額の納期の特例を申請します。						
納期の特例を受けようとする税額	令和6年6月分以降に係る市民税・県民税特別徴収税額					
申請の前6か月間の給与 の支払状況	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額	支払月別	支払を受けた人員	支払った金額
	令和5年8月分	(10)人 15	(1,500,000)円 3,500,000	令和5年11月分	()人 5	()円 2,000,000
	令和5年9月分	(10)人 15	(1,500,000)円 3,500,000	令和5年12月分	()人 5	()円 2,000,000
	令和5年10月分	()人 5	()円 2,000,000	令和6年1月分	()人 5	()円 2,000,000
地方団体の徴収金の納付状況	滞納 有・無		納付状況			納期に納めている ・遅れている
現に市税の滞納があり又は最						

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

社名が変わったとき

豊橋市長 令和5年11月11日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名称 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電話	(0532) 51-2201	

事項	変更前	変更後
フリガナ 所在地 (住所)	〒 - ビル名等	〒 - ビル名等
フリガナ 名称 (氏名)	アイチケンカフシキカイシャ 愛知県株式会社	トヨハシカフシキカイシャ 豊橋株式会社
電話番号	() -	() -

変更年月日	令和5年11月1日		◎特別徴収事務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。	
変更 理由	(1) 名称変更理由	(2) 所在地変更理由	送 付 先	〒
	<input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 組織再編(会社分割等) <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他の理由 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他		

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

2月に要件に該当しなくなった場合

- 要件に該当しなくなったら、すみやかに提出してください。

豊橋市長 令和6年2月21日提出	所在地 (住所)	〒440-0801 豊橋市今橋町1		特別徴収義務者 指定番号	4:0:0:9:6:4:4:4	
	フリガナ 名称 (氏名)	トヨハシ 豊橋株式会社		連絡先の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	人事課 給与 豊橋 花子
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 0		電話	(0532) 51-2201	
地方税法施行令第48条の9の11及び、豊橋市市税条例第30条の2の4の規定により下記のとおり届出します。						
記						
① 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため						
② その他 []						
注意事項						
1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2及び豊橋市市税条例第30条の2の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌10日までに納付し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌10日までに納付していただくこととなります。						